

vol.2203

# 税務・財務 ニュース

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、これらの情報をお客様のお役に立てていただければと願っております。ご自身にどう当てはめたらよいかをお考えいただき、ご不明な点がございましたら、一緒に検討させていただきたく存じます。税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘 正人

[ 今月のテーマ ]

## 令和 3 年分 確定申告の変更点

[ contents ]

- ◆ 申告書の書式に関する変更点
- ◆ ふるさと納税の簡素化
- ◆ 令和 2 年分より適用の変更点のおさらい



税理士法人 トータル財務プラン  
行政書士法人 トータル財務プラン  
一般社団法人 トータル財務プラン  
株式会社 トータル財務プラン  
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 3 丁目 1 番 8 号  
ライオンズ三宮ビル 2F

TEL : 078-221-7711 FAX : 078-221-7717  
info@topp.co.jp <https://topp.co.jp>

# 令和3年分 確定申告の変更点

## 1. はじめに

今年もいよいよ確定申告が始まります。昨年に行った令和2年分の確定申告では、控除に関する変更点が多くありました。これから行う令和3年分の確定申告においてもいくつかの変更点があります。正しく確定申告を行わなければ損をしてしまうこともありますので、今回は令和3年分より適用される変更点の確認と、令和2年分より適用された変更点を復習していきましょう。

## 2. 申告書の書式に関する変更点

### ①押印義務の廃止

今までは、氏名を記載し、押印の必要がありました。令和4年に提出する令和3年分の確定申告から押印が不要になります。そのため、確定申告書や、収支内訳書、青色申告決算書の印鑑マークがなくなっています。

### ②事業所得収入、不動産収入、雑所得収入（その他）に「区分」欄の追加（申告書：第一表）

電子帳簿保存法の改正により、帳簿保存状況を記載する必要があります。

区分は次の1～5まであり、該当する番号を区分欄へ記載します。

|       |       |    |   |  |
|-------|-------|----|---|--|
| 収入金額等 | 事業等   | 区分 | ① |  |
|       | 農業    | 区分 | ② |  |
|       | 不動産   | 区分 | ③ |  |
|       | 利子    |    | ④ |  |
|       | 配当    |    | ⑤ |  |
|       | 給与    |    | ⑥ |  |
|       | 公的年金等 |    | ⑦ |  |
|       | 雑業務   | 区分 | ⑧ |  |
|       | その他   | 区分 | ⑨ |  |
|       | 総合課税  | 短期 | ⑩ |  |
|       | 長期    | ⑪  |   |  |
|       | 一時    | ⑫  |   |  |

|   |   |
|---|---|
| 電子帳簿保存法の規定に基づき、税務署長の承認を受けて、総勘定元帳、仕訳帳等について電磁的記録等による備付け及び保存を行っている場合   | 1 |
| 会計ソフト等の電子計算機を使用して記帳している場合（1に該当する場合を除きます。）                           | 2 |
| 総勘定元帳、仕訳帳等を備え付け、日々の取引を正規の簿記の原則（複式簿記）に従って記帳している場合（1及び2に該当する場合を除きます。） | 3 |
| 日々の取引を正規の簿記の原則（複式簿記）以外の簡易な方法で記帳している場合（2に該当する場合を除きます。）               | 4 |
| 上記のいずれにも該当しない場合（記帳の仕方が分からない場合を含みます。）                                | 5 |

### 3. ふるさと納税の簡素化

ふるさと納税の寄附金控除を受けるためには、確定申告書に自治体ごとの受領書の添付が必要とされていますが、令和3年分の確定申告より、国税庁長官が指定した特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」の添付が認められるようになりました。これにより、複数の自治体に寄付した場合に、すべての自治体から寄附金の受領書を発行する手間がなくなりました。

また、ワンストップ特例制度の適用がある方でも、確定申告をする場合にはふるさと納税を申告する必要があります。見落としのないようご注意ください。

### 4. 令和2年分より適用の変更点のおさらい

#### ①基礎控除の見直し

基礎控除とは、所得税額を計算する場合に総所得金額から差し引くことができる控除の一つです。従来は、一律38万円でしたが、令和2年分より控除額が変更されて、納税者本人の合計所得金額に応じて控除額が異なっています。控除額は以下のとおりです。

| 納税者本人の合計所得金額      | 控除額  |
|-------------------|------|
| 2,400万円以下         | 48万円 |
| 2,400万円超2,450万円以下 | 32万円 |
| 2,450万円超2,500万円以下 | 16万円 |
| 2,500万円超          | 0円   |

#### ②給与所得控除の引き下げ・所得金額調整控除の創設

給与所得控除とは、給与等の収入金額から差し引くことができる控除で、令和2年分より控除額が引き下げられました。控除額は以下のとおりです。

| 給与等の収入金額<br>(給与所得の源泉徴収票の支払金額) | 給与所得控除額             |
|-------------------------------|---------------------|
| 1,625,000円まで                  | 550,000円            |
| 1,625,001円から 1,800,000円まで     | 収入金額×40%-100,000円   |
| 1,800,001円から 3,600,000円まで     | 収入金額×30%+80,000円    |
| 3,600,001円から 6,600,000円まで     | 収入金額×20%+440,000円   |
| 6,600,001円から 8,500,000円まで     | 収入金額×10%+1,100,000円 |
| 8,500,001円以上                  | 1,950,000円(上限)      |

給与等の収入金額が850万円を超えており、本人または同一生計配偶者・扶養親族が特別障害者、または23歳未満の扶養親族を有する場合は「所得金額調整控除」を受けることができます。

### ③ひとり親・寡婦に関する控除の見直し

納税者本人がひとり親であり、生計を一にする子の総所得金額等が48万円以下である場合、ひとり親控除を受けることができます。また、ひとり親には該当しない方で、夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる場合、または夫と死別した後婚姻をしていない場合においては、寡婦控除を受けることができます。ただし、いずれも合計所得金額が500万円以下である場合に限りです。なお、寡夫控除については、令和2年分よりひとり親控除に変わっています。

### ④配偶者控除・扶養控除の判定基準の見直し

配偶者控除を受けるための配偶者の合計所得金額は、改正前は38万円以下でしたが、令和2年分より48万円以下となりました。また、配偶者特別控除を受けるための要件についても、配偶者の合計所得金額が38万円超～123万円以下から48万円超～133万円以下に引き上げられました。

扶養控除は、配偶者以外の扶養親族がいる場合に受けられる控除で、控除対象となる者の合計所得金額が38万円以下の要件がありますが、令和2年分より48万円以下に引き上げられました。

### ⑤青色申告特別控除の控除額の変更

個人事業主が青色申告すると、従来は65万円または10万円の青色申告特別控除が受けられましたが、令和2年分より、複式簿記による記帳で受けられる控除が55万円に引き下げられました。ただし、55万円の青色申告特別控除の要件に該当しており、仕訳帳及び総勘定元帳の電子帳簿保存を行っていること、または、所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書を期限までに電子申告で提出する場合は、65万円の控除を受けることができます。

## 5. 最後に

正しく確定申告を行うためには、変更点を理解しておく必要があります。税務署が発行する確定申告の手引きや、国税庁のホームページなどでも変更点を確認することができます。

今回は、新たに適用される変更点の解説と、令和2年分の変更点をおさらいしました。他にも住宅ローン控除の期間延長や保育の助成等の非課税措置についての変更がありました。ここではすべての変更点を解説することができませんでしたが、ご不明な点がありましたら、弊社の担当者へお問い合わせください。

執筆者 松本 沙耶香